

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基  
 準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号）【銀行告示】

改正案	現行
<p>(ボラティリティ調整率の適用除外)                      第一百一条 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第六十四条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行</p> <p>三〇六 (略)</p>	<p>(ボラティリティ調整率の適用除外)                      第一百一条 (略)</p> <p>2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 金融機関(第一条第七号ロに掲げる者を除く。)、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第六十四条においてリスク・ウェイトが規定されている第一種金融商品取引業者及び経営管理会社、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社並びに前号に該当しない国際開発銀行</p> <p>三〇六 (略)</p>